

2 確定給付企業年金制度の現状

○ 承認状況（平成15年4月末日現在 44件）

◇ 新規導入 8件

◇ 適格退職年金からの移行 36件

（内訳）

① 形態

・ 規約型 42件

・ 基金型 2件

② 給付

・ キャッシュバランスプラン 18件

・ その他（伝統的な確定給付型） 26件

＜備考＞確定給付企業年金法案に対する附帯決議

平成13年5月25日

衆議院厚生労働委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるよう努力するべきである。

- 一 企業年金の加入者及び受給者の受給権保護を図る観点から、セイフティネットとしての機能をもつ「支払保証制度」について、モラルハザードの回避などに留意しつつ、引き続き検討を加えること。
- 二 企業年金受給者に対する情報開示について、事業主等に対し、実情を踏まえた適切な指導を行うこと。また、給付額の減額など、受給者にとって不利益な変更が行われる場合の手続について、適切な措置を講ずること。
- 三 受託者責任については、事業主や資産管理運用機関など企業年金の管理・運営に関わる者は、その内容を十分理解し、受託者責任を踏まえて行動すること。また、政府は、受託者責任の理念が十分に浸透するように努めること。
- 四 適格退職年金から確定給付企業年金等への移行が円滑に行われるよう、適切な経過措置を講ずること。特に、中小企業については特段の配慮を行うこと。
- 五 転職に伴う年金原資の移管制度（ポータビリティ）について、引き続き検討を加えること。
- 六 厚生年金基金の今後のあり方については、法施行後の制度間移行の状況等を踏まえ、必要な検討を行うこと。
- 七 厚生年金基金連合会の財政については、引き続きその情報開示を進めるとともにその健全化に努めること。
- 八 年金課税のあり方について、制度間のバランスに留意しつつ、拠出時・運用時・給付時を通じた負担の適正化に向けて検討を行うこと。

確定給付企業年金法案に対する附帯決議

平成13年6月7日

参議院厚生労働委員会

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、支払保証制度については、企業年金の加入者及び受給者の受給権保護を図る観点から、モラルハザードの回避などに留意しつつ、引き続き、検討を加えること。
- 二、企業年金の受給者に対する情報の開示については、事業主、企業年金基金及び厚生年金基金に対し、国会修正の趣旨を踏まえて、実情に即した適切な指導を行うこと。また、企業年金が給付額の減額などの受給者にとって不利益な変更を行う場合には、適切な手続の下に行われるよう必要な措置を講ずること。
- 三、事業主、資産管理運用機関等の受託者責任については、企業年金の管理・運営に関わる者がその内容を十分理解し、適正に行動するよう指導すること。そのため、受託者責任の理念が関係者間に周知徹底するよう努めること。
- 四、適格退職年金については、確定給付企業年金等への移行が円滑に行われるよう、積立基準等につき、適切な経過措置を講ずること。
- 五、中小企業が実施している適格退職年金については、それらの確定給付企業年金への円滑な移行を促進する観点から、財政再計算について簡易な基準を設定するなど、その事務負担の軽減を図るための特段の配慮を行うこと。
- 六、厚生年金基金のいわゆる代行部分の返上については、関係法令の周知徹底を図るとともに、その返上が有価証券による現物で行われる場合には、厳正な資産評価に基づいて適正に行い、インサイダー取引等が生じることのないよう厚生年金基金を監督すること。
- 七、厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の今後の在り方については、法施行後の制度間移行の状況等を踏まえ、必要な検討を行うこと。また、厚生年金基金連合会の財政については、引き続き、その情報の開示を進めるとともに健全化に努めること。
- 八、確定給付企業年金などの企業年金制度については、公的年金の上乗せ給付としての役割が期待されていることから、その一層の普及促進に努めること。
- 九、転職に伴う年金原資の移換制度については、企業年金のポータビリティを確保する観点から、引き続き、検討を加えること。
- 十、年金に対する課税の在り方については、制度間のバランスに留意しつつ、拠出時・運用時・給付時を通じた負担の適正化に向けて検討すること。

IV 確定拠出年金制度

1 確定拠出年金制度の概要

- 確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金。年金資産の運用は加入者自らが行う。(平成13年10月施行)
- 加入者の転職等の際には、転職先の制度に年金資産の移換(ポータビリティ)ができる。
- 企業ごとに実施する企業型年金と、国民年金基金連合会が実施し個人単位で加入する個人型年金がある。

<特徴>

- 自己責任(運用方法を各加入者が決める)
- 個人毎に資産管理
(年金資産が個人毎に管理されるので、各加入者が残高を把握できる。)
- ポータビリティ
(労働移動が頻繁に行われる業種の人にも年金の確保が可能)
- 企業負担の軽減
(経済情勢などの不確定要素に関わりなく、将来の掛金負担の予測が容易)

確定給付型年金・確定拠出型年金の比較表

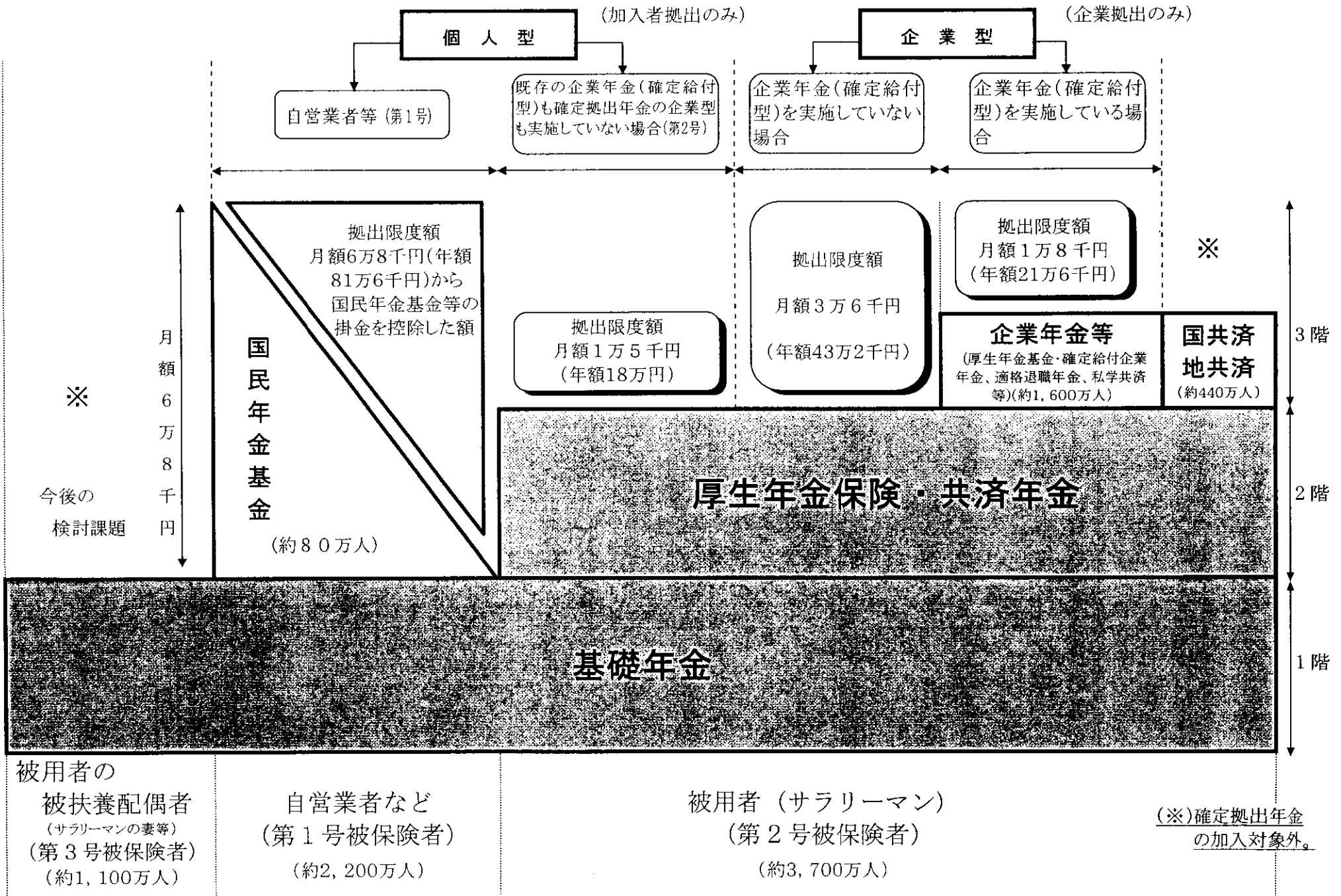
	確定給付型年金	確定拠出型年金
運用の主体	企業などが運用方法を決定	個々の加入者が運用方法を決定
資産の管理	資産を一括して管理	個人ごとに資産を管理
年金額	企業などが将来の年金額を約束	企業などは年金額を約束せず、運用収益によって額が決定

<見直し規定(確定拠出年金法附則第4条)>

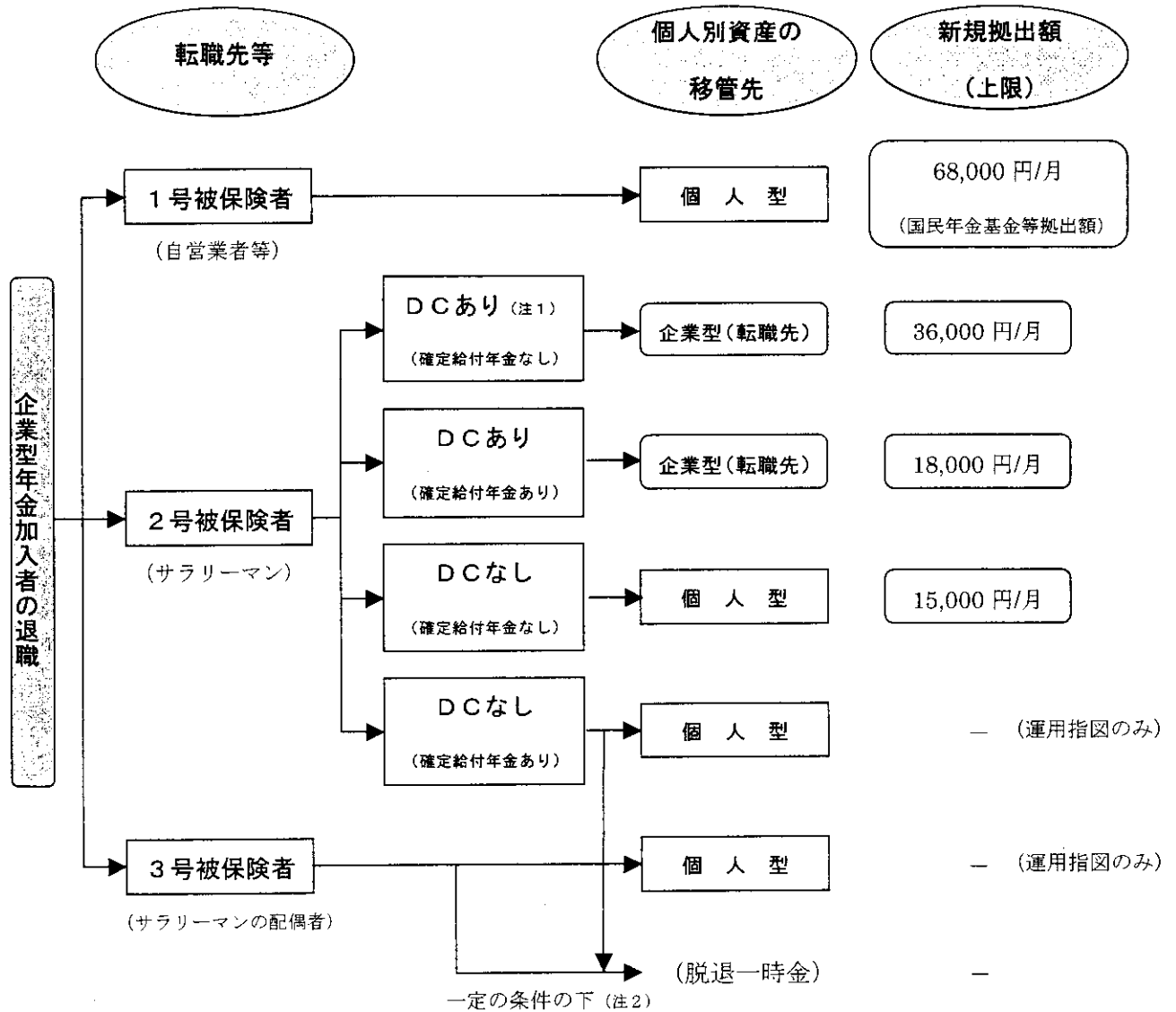
(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(参考1) 確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



(参考2) 確定拠出年金制度のポータビリティ



(注1) ①DC = 確定拠出年金

②確定給付年金 (厚生年金基金、適格退職年金、確定給付企業年金、私立学校教職員共済制度等)

(注2) ①60歳未満であること。

②専業主婦や公務員等の個人型年金に加入できない者であること。

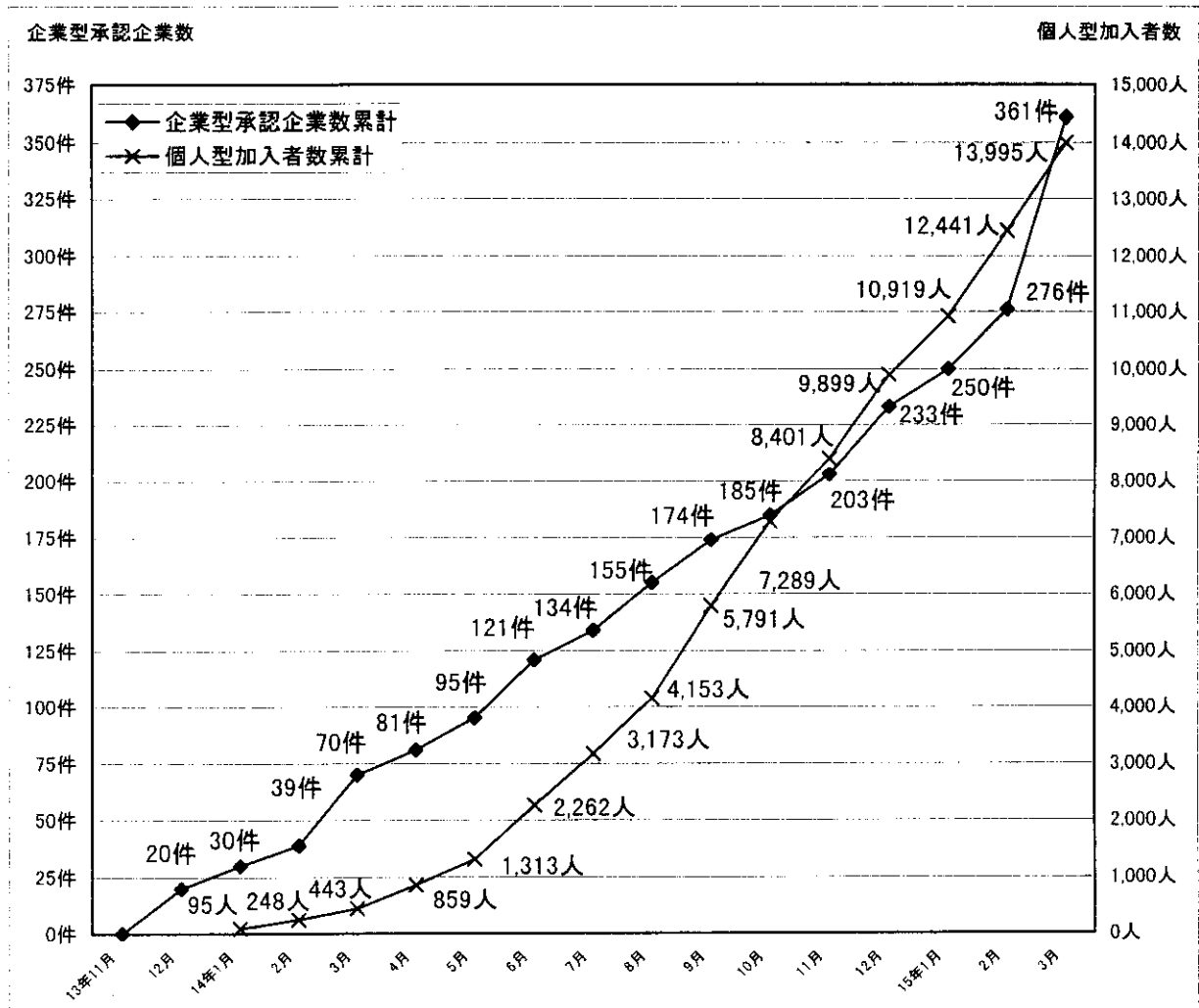
③確定拠出年金への加入期間が合計で3年以下であること。 等

(参考3) 米国の401K制度のマッチング拠出の仕組み

- 従業員が401Kプランに拠出した金額（課税前拠出）に応じて、一定割合を事業主が上乘せ拠出し、従業員拠出と合算した金額の範囲内で課税が繰り延べされる。
- 従業員の課税前拠出については、従業員の指示に従い、事業主が直接401Kプランに拠出する拠出金として、税務上は事業主拠出として扱われている。
- なお、税務上、従業員拠出として扱われるのは、税引き後拠出であり、この拠出金の給付時には課税されず、引き出しも基本的に自由である。このように、課税の取扱いが相違することから、従業員拠出は事業主拠出と勘定を分けて、資産管理を行っている。

2 確定拠出年金制度の現状

(1) 企業型実施企業数と個人型加入者数の推移

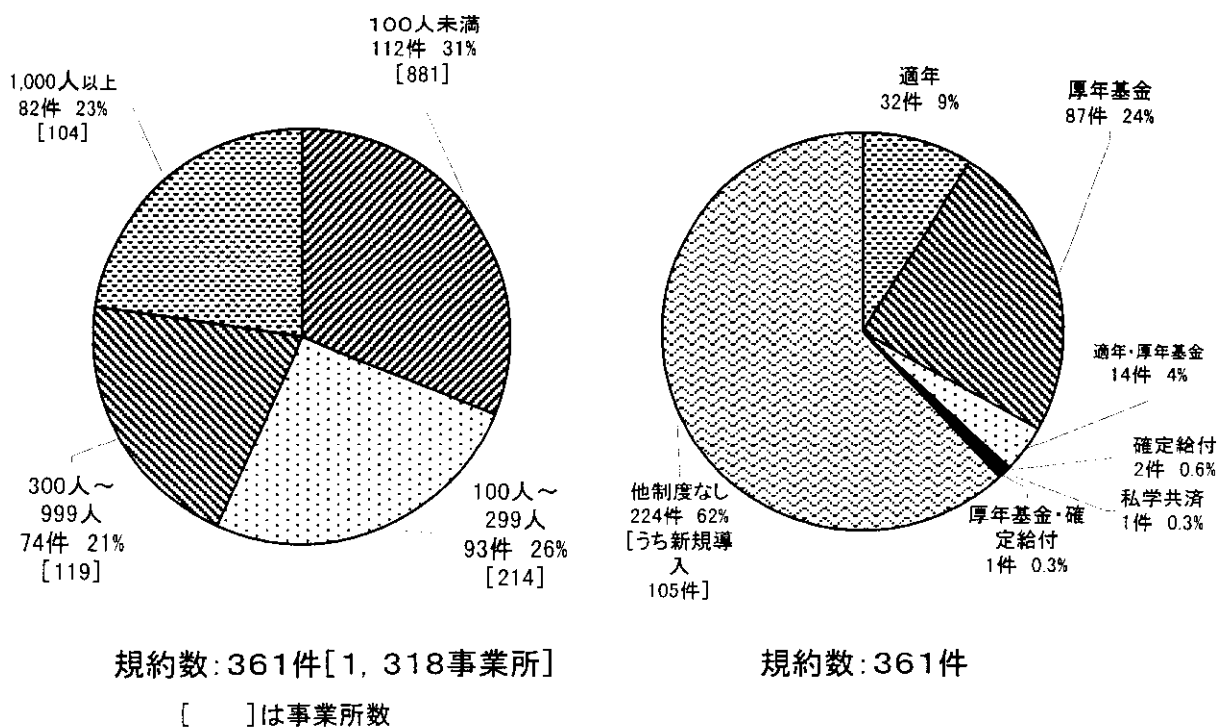


※ 確定拠出年金加入者数等(平成15年3月末現在)

- 企業型年金規約数 361件
 - 〔 実施事業所数 1,318事業所 〕
- 企業型加入者数 約325千人
- 個人型加入者数 13,995人
 - 〔 内訳 第1号被保険者 7,047人
第2号被保険者 6,948人 〕
- 個人型登録企業数 7,481社
- 運営管理機関数 634社

(2) 企業型の導入状況

① 企業型実施企業の従業員規模別割合 ② 他の企業年金の実施状況



③ 確定拠出年金の導入パターン

導入パターン	割合(%)
① 新規に導入	37
② 既存の退職一時金、企業年金に上乘せ	3
③ 旧制度を凍結して新たに導入	5
④ 旧制度の過去分をすべて廃止して、全面移行	37
⑤ 旧制度の過去分を一部減額して移行	18

(注) 社団法人生活福祉研究機構のアンケート調査(平成14年10月実施)

回答数: 67社

(3) 掛金の状況

○ 企業型

① 平均掛金額(円/月額) 12,031円

(注) 社団法人生活福祉研究機構のアンケート調査(企業調査)(平成14年10月実施)
回答数:67社

② 個人別管理資産合計金額(平成15年3月末現在速報値) 約1,354億円

○ 個人型

① 平均掛金額(円/月額)(平成15年3月末現在)

・ 第1号加入者 20,060円
・ 第2号加入者 11,365円

② 個人別管理資産合計金額(平成15年3月末現在速報値) 約80億円

(4) 運用商品の状況

○ 企業型(規約上の件数)(平成15年3月末現在)

① 運用商品(品目数)

	300人未満	300人以上	全体
平均	11	14	12
最多	35	42	42
最小	3	4	3

② 運用商品の内訳(平均品目数)

商品類型	300人未満	300人以上	全体
預貯金	1.6	2.0	1.8
信託	0.4	0.7	0.5
有価証券	8.6	9.1	8.8
生保・損保	0.9	1.6	1.2

※ 信託:金銭信託

※ 有価証券:金銭信託以外の証券投信信託等

○ 運用商品の残高割合(%)

商品類型	全体	企業型	個人型
① 預貯金	31	32	23
② 信託商品	1	1	1
③ 公社債投信	6	6	8
④ 株式投信	44	46	37
⑤ 債券	3	3	3
⑥ 株式	4	4	5
⑦ 保険商品	9	8	13
⑧ 不明	2	0	10
計	100	100	100

(注1) 社団法人生活福祉研究機構のアンケート調査(個人調査)(平成14年10月実施)

回答者数 企業型:504人、個人型:95人、計:599人

(5) 企業型の拠出金額

① 上限額(月額)の分布

掛金額の階級	他年金無し (%)	他年金有り (%)
5,000円未満	2.9	4.2
5,000円以上 10,000円未満	23.5	25.0
10,000円以上 15,000円未満	2.9	8.3
15,000円以上 20,000円未満(18,000円を除く)	5.9	12.5
18,000円 ちょうど	2.9	50.0
20,000円以上 25,000円未満	2.9	-
25,000円以上 30,000円未満	0.0	-
30,000円以上 36,000円未満	5.9	-
36,000円 ちょうど	52.9	-
合計	100.0	100.0

(注) 社団法人生活福祉研究機構のアンケート調査(平成14年10月実施)

他年金無し:34社 他年金有り:24社 計:58社

② 平均掛金額(月額)の分布

掛金額の階級	他年金無し (%)	他年金有り (%)
5,000円未満	13.9	21.7
5,000円以上 10,000円未満	22.2	47.8
10,000円以上 15,000円未満	25.0	21.7
15,000円以上 20,000円未満	11.1	8.7
20,000円以上 25,000円未満	8.3	-
25,000円以上 30,000円未満	11.1	-
30,000円以上 36,000円以下	8.3	-
合計	100.0	100.0

(注) 社団法人生活福祉研究機構のアンケート調査(平成14年10月実施)

他年金無し:36社 他年金有り:23社 計:59社

(6) 手数料等

○ 1人当たりの手数料等額(円)

	初期費用	維持管理費用(月額)
①運用関連業務	1,857	188
②記録関連業務	1,813	293
③資産管理	2,701	108
④投資教育	1,795	104

※ 投資教育の維持管理費用については、継続教育に要する費用

(注) 社団法人生活福祉研究機構のアンケート調査(企業調査)(平成14年10月実施)

回答数:67社

(7)個人型の導入状況（平成15年3月末現在）

① 掛金別加入者状況

第1号加入者		
掛金額（円／月）	人数(人)	割合(%)
5,000 ～ 9,000	1,908	27.1
10,000 ～ 14,000	2,299	32.6
15,000 ～ 19,000	313	4.4
20,000 ～ 24,000	756	10.7
25,000 ～ 29,000	30	0.4
30,000 ～ 34,000	498	7.1
35,000 ～ 39,000	53	0.8
40,000 ～ 44,000	77	1.1
45,000 ～ 49,000	19	0.3
50,000 ～ 54,000	365	5.2
55,000 ～ 59,000	34	0.5
60,000 ～ 64,000	56	0.8
65,000 ～ 67,000	57	0.8
68,000	582	8.3
計	7,047	100.0

第2号加入者		
掛金額（円／月）	人数(人)	割合(%)
5,000 ～ 9,000	1,491	21.5
10,000 ～ 14,000	2,112	30.4
15,000	3,345	48.1
計	6,948	100.0

② 平均掛金額

	人数 (人)	平均掛金額 (円／月)	平均掛金額 (円／年)
第1号加入者	7,047	20,060	240,720
男	4,813	19,922	239,064
女	2,234	20,359	244,308
第2号加入者	6,948	11,365	136,380
男	4,595	11,345	136,140
女	2,353	11,404	136,848
全体	13,995	15,744	188,928
男	9,408	15,733	188,796
女	4,587	15,765	189,180

③ 国民年金基金制度と確定拠出年金制度の両制度に加入している者数

1,430人（第1号加入者に占める割合 20.3%）
（68,000円未満の者に占める割合 22.1%）